

法人化後の国立大学における 授業料収入管理についての考察

島 一 則

目 次

1. 研究の背景と目的
2. 先行研究の整理と課題
3. データ
4. 法人化前後における授業料収入
5. 授業料収入の実態と変動要素
6. まとめと政策的含意

法人化後の国立大学における 授業料収入管理についての考察

島 一 則*

A Study in Management of Tuition Revenue

Kazunori Shima

1. 研究の背景と目的

平成16年度4月より国立大学は法人化された。これとともに国立学校特別会計制度が廃止され、各国立大学は独立した会計単位として、その収支バランスの管理を独自に行わなければならなくなった。このことは自己収入に占める割合の高い授業料収入の管理の重要性を大きく高めた。また法人化後に効率化係数が導入され、自己収入の拡大をうながすひとつの契機となっている。この点においても、授業料収入管理の持つ重要性が従来と比較して大きくなってきている。本稿では、授業料収入の実態を明らかにすることにより、授業料収入管理のあり方と運営費交付金制度に関わる含意を得ることを目的とする。

2. 先行研究の整理と課題

国立大学の授業料に関わる先行研究はこれまでに着実に蓄積がなされてきている。しかしながら、これらの研究の多くは、主として授業料政策などのマクロ的観点からとらえるもの（金子：1987、市川：2000、小林：2004）、もしくは学生の学費負担というミクロ的観点からとらえるもの（矢野：1996、菊池：1998、島：1999、小林：2001）が大部分であり、個別高等教育機関としての国立大学における収入管理の対象としての授業料という視点からなされた分析は、十分に行われてきていない。このことの理由としては、法人化とそれとともに国立学校特別会計制度の廃止から1年しかたっていないことがあげられる。しかしながら、丸山（2004）は、例外的に法人化の直後において、運営費交付金制度についての検討に基づき、以下の指摘を行っている。（1）定員割れは交付金の算定上マイナスに働くこと。（2）学生の成績管理の厳格化により、退学者が増えることも交付金の算定上不利に働くこと。（3）多くの大学が独自収入を増加させようと、授業料収入を高めに設定すると、いずれ標準額自体も引き上げられやすくなると考えられ、値上げのビジネスサイクルが生ずる

* 国立大学財務・経営センター 研究部助教授

可能性があること。(4) 運営費交付金が削減されると、大学は自己収入を増加させようと、授業料の値上げ策をとり、自己収入が増加すると、運営費交付金が減額される、というビジネスサイクルが生じる危険性があること。(5) 国立大学全体の運営費交付金の1% (139億円) は、授業料入学検定料3.8% (137億円) に相当するため、削減分を国立大学在籍者1人あたりの負担に帰した場合でも、値上げ分は19,790円にとどまるため、負担増は小さいという印象をあたえ、学生負担に転嫁されやすいという危険性が存在すること。(6) 文系単科大学にとって、授業料設定は大学経営により重要な意味を持つことなどを指摘している。しかしながら、以上の研究は主として理論的な検討に基づくものであり、実証的には十分な検討がなされていない。また、主として授業料額に対して注目がなされており、授業料収入について検討する際に注目すべきもう一つの点、すなわち学生の数については十分に検討がなされているとはいえない。そこで、本研究では、実証的なデータに基づき、授業料を支払う学生の数に注目しつつ、法人化後の国立大学における授業料収入の実態について明らかにする。

具体的には、まず本分析で使用する実証的データについての整理を行う(3節)。次に、運営費交付金の算出メカニズムを授業料収入に注目して整理する(4節)。その上で、各大学における授業料収入の持つ重要性和その傾向性について明らかに(5節1項)、これを踏まえて、授業料収入の増減要素となる学生数、休学者数、最低在学年限超過学生数とその授業料収入への影響について推計を行う(5節2～3項)。最後に以上の結果をまとめるとともに、授業料収入管理のあり方と運営費交付金制度についての含意を述べる(6節)。

3. データ

今回分析に用いたデータは、文部科学省の『学校基本調査(高等教育機関編)』(平成16年度)と、各国立大学のホームページに掲載されている年度計画中の予算データを国立大学財務・経営センター研究部が入力加工したものの2つである。前者の学生数・教員数・休学者数・最低在学年限超過学生数については、それぞれ以下のホームページ上のデータを利用した。

(1) 学生数

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05011201/004/xls/004.xls

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05011201/004/xls/006.xls

(2) 教員数

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05011201/004/xls/001.xls

(3) 休学者数

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05011201/004/xls/013.xls

(4) 最低在学年限超過学生数

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05011201/004/xls/007.xls

また、後者に関しては、予算データがホームページ上から入手不可能であった東京医科歯科大学、静岡大学、九州工業大学をのぞく84校のデータに基づくものになっている。

4. 法人化前後における授業料収入

法人化後の運営費交付金制度における運営費交付金と授業料収入との間の関係について整理する。表1は運営費交付金の算出方法をまとめた国立大学財務・経営センターの『国立大学法人経営ハンドブック』（2004：1-34～35頁）の一部を再掲したものである（なおここでは、授業料収入の管理に注目するため、運営費交付金の算定についても「学部、研究科又は学校教育法第69条の2第2項に規定する学科を有する場合」のみを取り上げる）。

表1 運営費交付金算定方法

I 【学部教育等標準運営費交付金対象事業費】

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。（ $D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。（ $D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

【学部教育等標準運営費交付金対象収入】

- ⑤「入学科収入」：当該事業年度における入学定員数に入学科標準額を乗じた額。（平成15年度入学科免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II 【特定運営費交付金対象事業費】

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

【特定運営費交付金対象収入】

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学科収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
 (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
 (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
 (4) $G(y) = G(y)$
 (5) $H(y) = H(y)$

$D(y)$: 学部・大学院教育研究経費 (②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③、⑧) を対象。

$E(y)$: 教育研究診療経費 (⑨)、附置研究所経費 (⑩)、附属施設等経費 (⑪) を対象。

$F(y)$: 教育等施設基盤経費 (④) を対象。

$G(y)$: 特別教育研究経費 (⑫) を対象。

$H(y)$: 入学科収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑭) を対象。

以上から明らかなように、標準・特定分に関わる運営費交付金は運営費交付金対象事業費（学部教育等標準運営費交付金対象事業費＋特定運営費交付金対象事業費）から運営費交付金対象収入（学部教育等標準運営費交付金対象収入＋特定運営費交付金対象収入）を減じた額となる。この運営費交付金対象収入のうち、授業料収入に関わる部分は、⑥授業料収入（当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）と⑭「その他収入」のうち、授業料収入（収容定員超過分）（平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額）となる。上記のルールから言えることは、平成17年度以降において平成16年度実員数¹⁾を上回った分については、大学の自己収入増となるということであり、その一方でその数を下回れば自己収入減につながることになる。また実員として算定される休学者数については、その人数分だけ平成16年度時点で授業料収入が減少する。一方、最低在学年限超過学生数に関して言えば、その数の増加が平成16年度レベルの超過につながる場合は、自己収入増につながり、逆にその減は自己収入の減額につながることになる²⁾。

5. 授業料収入の実態と変動要素

本節では、まず初めに各大学における授業料収入の実態とそれがもつ重要性についてみていく。そのうえで、学生数、休学者数、最低在学年限超過学生数の変動が授業料収入に及ぼす影響についてみていくこととする。

5.1 授業料収入の実態とその重要性

はじめに、各国立大学の授業料等収入の分布をみてみることにする(表2)。合計値は3358億円となっている。また最大値は、東京大学の151億円で、最小値は政策研究大学院大学の1億4000万円となっている。次に、収入総額の分布についてみると、合計値は2兆3132億円、最大値は東大の1831億円、最小値は、鹿屋体育大学の22億円となっている。さらに収入総額に占める授業料等収入の比率についてみていく。最大値は大阪外国語大学の46.4%で、最小値は旭川医科大学の2.9%である。以上から明らかになる点は授業料収入、収入総額、両者の比率としての授業料等収入比率には著しい多様性(もしくは格差)が存在するという点である。以下ではこれらの変数の多様性の間には一定の傾向が存在するかどうかについてみていく。

表2 授業料等収入・収入総額・授業料等比率についての基礎集計

	度数	範囲	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
授業料等収入	84	14,914	140	15,054	335,844	3,998	3,176
収入総額	84	180,864	2,191	183,055	2,313,240	27,539	31,208
授業料等比率	84	43.6%	2.9%	46.4%	1668.3%	19.9%	10.6%

授業料等収入・収入総額については単位百万円

収入総額を横軸、授業料等収入比率を縦軸にとった散布図を次頁に示す(図1)。ここからは図左下のグループ(総合研究大学院を除く3大学院大学と、富山医科薬科を含む4医科単科大学)を除いて、収入総額が少ないほど授業料等収入比率が高いという関係が見て取れる。実際に、両変数の相関関係についてみると、 -0.451 と5%水準で優位な結果が得られ、上記の3大学院大学と4医科単科大学を除いて相関係数を算出すると、 -0.570 とよりその相関関係は明確となる。以上からは、収入規模の小さな大学ほど授業料等収入の比率が高いという関係が明らかになる。このことが意味することは、収入規模の小さな大学ほど、その収入構造における授業料等収入の重要性が高く、これらの管理に関する相対的な重要性が高いことが指摘できる。

5.2 授業料収入と学生数

本項では学生数の変動が授業料収入に及ぼす影響についての推計を行う(表3)。平成16年度時点での学生数は、学部学生・大学院学生がそれぞれ45万9456名、14万6913名、計60万6369名となっている。これらの合計値に平成16年度の標準授業料を単純に掛け合わせると、3158億円となる。ここで、2つのパターンで授業料収入についての推計を行う。ひとつは、平成16年度の学生数に関して1から5%の増加がある場合、もうひとつは1から5%の減少が生じる場合の2つである。

この表から明らかになることは、学生数の1～5%の増加(もしくは減少)は国立大学全体で見ると、32億～158億円規模の収入増(もしくは減)をもたらすことになる。これらの額は、効率化係数に基づく平成17年度予算の削減額(予定額)97億円(「国立大学法人予算予定額(概要版)」高等教育局国立大学法人支援課より)と比較しても十分大きなものであり、相当に大きな影響を持つことになる。また学生数の増加(もしくは減少)は、教育条件のもっとも基本となる指標である教員あ

図1 収入総額×授業料収入等比率 散布図

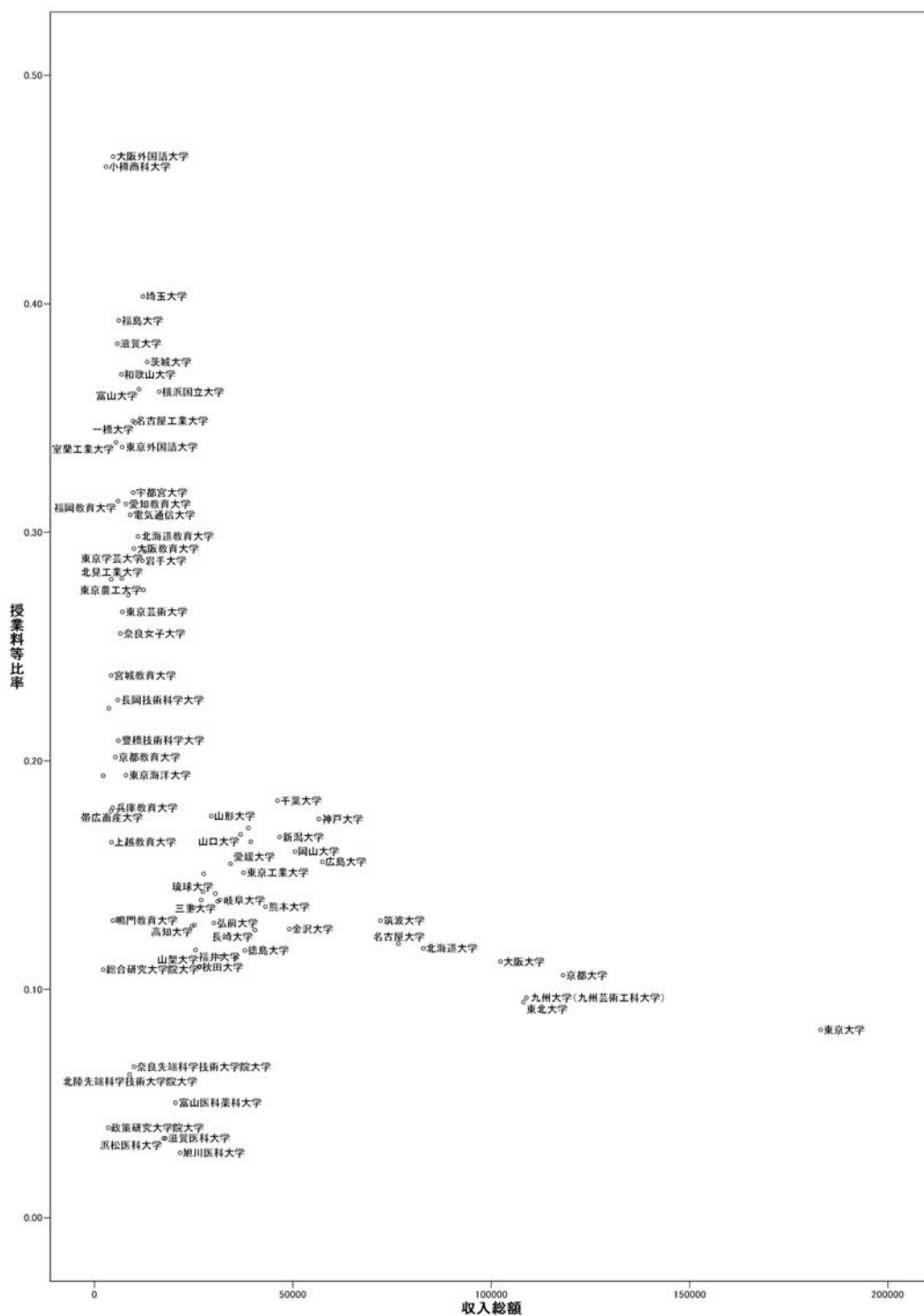


表 3 学生数と授業料収入推計値

基礎データ	増減	授業料収入(推計)	収入増	S T比
学生数 606,369	1% 増	318,954,944,952	3,157,969,752	10.1
	2% 増	322,112,914,704	6,315,939,504	10.2
標準授業料 520,800	3% 増	325,270,884,456	9,473,909,256	10.3
	4% 増	328,428,854,208	12,631,879,008	10.4
授業料収入(推計) 315,796,975,200	5% 増	331,586,823,960	15,789,848,760	10.5
	1% 減	312,639,005,448	-3,157,969,752	9.9
教員数 60,897	2% 減	309,481,035,696	-6,315,939,504	9.8
	3% 減	306,323,065,944	-9,473,909,256	9.7
S T比 10.0	4% 減	303,165,096,192	-12,631,879,008	9.6
	5% 減	300,007,126,440	-15,789,848,760	9.5

単位：円

表 4 学生数と授業料収入推計値（東大・小樽商科大学）

東京大学	% 増減	授業料収入(推計)	授業料収入増	授業料収入増 / 収入総額	ST 比
学生数 27,412	1% 増	14,418,931,296	142,761,696	0.1 %	6.6
	2% 増	14,561,692,992	285,523,392	0.2 %	6.7
標準授業料 520,800	3% 増	14,704,454,688	428,285,088	0.2 %	6.8
	4% 増	14,847,216,384	571,046,784	0.3 %	6.8
授業料収入(推計) 14,276,169,600	5% 増	14,989,978,080	713,808,480	0.4 %	6.9
	1% 減	14,133,407,904	-142,761,696	-0.1 %	6.5
教員数 4,165	2% 減	13,990,646,208	-285,523,392	-0.2 %	6.4
	3% 減	13,847,884,512	-428,285,088	-0.2 %	6.4
ST比 6.6	4% 減	13,705,122,816	-571,046,784	-0.3 %	6.3
	5% 減	13,562,361,120	-713,808,480	-0.4 %	6.3
小樽商科大学	% 増減	授業料収入(推計)	授業料収入増	授業料収入増 / 収入総額	ST 比
学生数 2,644	1% 増	1,390,765,152	13,769,952	0.5 %	20.4
	2% 増	1,404,535,104	27,539,904	0.9 %	20.6
標準授業料 520,800	3% 増	1,418,305,056	41,309,856	1.4 %	20.8
	4% 増	1,432,075,008	55,079,808	1.9 %	21.0
授業料収入(推計) 1,376,995,200	5% 増	1,445,844,960	68,849,760	2.4 %	21.2
	1% 減	1,363,225,248	-13,769,952	-0.5 %	20.0
教員数 131	2% 減	1,349,455,296	-27,539,904	-0.9 %	19.8
	3% 減	1,335,685,344	-41,309,856	-1.4 %	19.6
S T比 20.2	4% 減	1,321,915,392	-55,079,808	-1.9 %	19.4
	5% 減	1,308,145,440	-68,849,760	-2.4 %	19.2

単位：円

たり学生数に関しては、現在の10.0人から0.1人～0.5人分の増加（もしくは減少）をもたらすこととなる。

以上は国立大学全体についてみたものであるが、これを東京大学と小樽商科大学³⁾について行ってみたものが表4である。東京大学については、1～5%の学生数の増加（もしくは減少）は授業料収入に1億4千万円～7億1千万円の程度の増加（もしくは減少）をもたらすが、その一方で、これらの増収額（もしくは減収額）の収入総額（1831億円）に対する比率は0.1%～0.4%に過ぎない。その一方で、小樽商科大学の授業料収入増は1400万円～6900万円程度の増加（もしくは減少）をもたらし、収入総額（29億円）に対する比率としては0.5%から2.4%の増加（もしくは減少）を

もたらすことになる。以上からは、東京大学のような大規模で授業料収入比率の低い大学においては、学生数の1～5%の変動は必ずしも大きな変動を生じさせることはないが、小樽商科大学のような相対的に小規模で授業料収入比率の高い大学では、学生数の増加（もしくは減少）がもたらす影響の大きさがより顕著にあらわれるということが具体的に確認できる。しかも、1%の意味するところは東大においては学生数274名であるが、小樽商科大学においては26名に過ぎない。このことは、26名の学生数の変動がもたらす影響は東大においてはほとんど影響力を持たないが、小樽商科大学においては大きな影響をもたらすことになることを意味している。

5.3 授業料収入と休学者・最低在学年限超過学生数

次に休学者数と最低在学年限超過学生数の存在が授業料収入に及ぼす影響について具体的にみていくこととする（表5）。

表5 休学者数・最低在学年限超過学生数と授業料収入推計値

	学生数（人）	標準授業料（円）	授業料収入額（円）
休学者数	16,129	520,800	8,399,983,200
最低在学年限超過学生数	43,995	520,800	22,912,596,000

まず休学者数についてであるが、平成16年度における国立大学の休学者数は1万6129人となっており、これに標準授業料52万0800円を掛け合わせると、その総額は84億円となる。この値は国立大学全体でみれば、平成17年度に予定されている効率化係数に基づく削減額（97億円）の87%にあたる。この休学者数に基づく授業料収入の減少は、国立大学に非常に深刻な影響を与えているものと予想される（しかしながらここでいう休学者には半期の休学者なども含まれており、上記の額は休学者のすべてが年間を通じて休学をしているものとして算出した推計額であることには留意されたい）。

その一方で、最低在学年限超過学生数は、4万3995人となっており、これに標準授業料を掛け合わせると229億円となる。しかしながら、前述したようにこの額は平成16年度時点においては、授業料収入（定員超過分）が運営費交付金対象事業費から差し引かれることにより、自己収入の増減には変化を及ぼさない。しかしながら、平成17年度以降においては、最低在学年限超過学生数は、重要な意味を持つことになる。なぜならば、これらの増減は、そのまま平成17年度以降の国立大学の授業料収入の増減と関連するからである。これゆえに、もし仮に教育的観点から、最低在学年限超過学生数を削減しようと試み、結果としてこれらの学生が仮に0名となった場合、国立大学全体で上記の229億円の自己収入の減少が生じることになる。逆に、厳密な成績評価を実施することにより、最低在学年限超過学生数が増加したなどの場合は、自己収入の拡大につながるという制度設計になっている。

6. まとめと政策的含意

以上において、授業料収入の実態についてみてきた。これらをまとめると以下の4点が指摘でき

る。

(1) 授業料収入額・収入総額には非常に大きな多様性が存在する一方で、授業料収入等比率は、収入規模の大きな大規模大学で小さく、収入規模の小さな小規模大学で大きくなっていることが明らかになった。このことから、授業料収入管理は小規模大学において相対的により重要性を持つイシューであることが指摘できる。

(2) 国立大学全体でみた場合、学生数の増減(1～5%)は効率化係数による運営費交付金の削減額(97億円)と比較しても十分大きな額(32億円～158億円(推計値))となっている。このことからこれらの管理が非常に重要な問題であることが明らかになった。加えてその実員管理という観点からは、小規模大学ほどこれらが難しいと考えられる点には特に注意が必要である(26名の誤差は小樽商科大学では授業料収入の1%の誤差を生じさせるが、東京大学においてはそれは0.1%に過ぎない)。

(3) 休学者の存在は運営費交付金制度の設計上、直接的に各国立大学の自己収入の減少に通じるが、これらの額も国立大学全体で84億円(推計値)となり、効率化係数による減額分の87%に相当する額となっている。この点からも休学者数の管理が、授業料収入管理上の非常に大きなポイントになることが明らかになった。

(4) 最低在学年限超過学生数については、平成16年度において授業料収入の増減額には影響を及ぼさないが、平成17年度以降はこれらの増減が授業料収入の増減に影響を及ぼすこととなる。これらの最低在学年限超過学生数に基づく授業料収入は229億円に達しており、その管理は最大の問題となりうるポイントであることが判明した。この点については計画的な最低在学年限超過学生数の減少とそれに対応する正規学生数の増加などが授業料収入確保のために必要となる。

以上において、各国立大学における授業料収入管理のあり方についてのポイントを複数指摘してきたが、ここからは上記に関連する運営費交付金制度の有する問題点について指摘しておく。

(1) 運営費交付金算定ルールは、平成16年度の実員数と比較した学生数の増加が授業料収入を増加させるという制度設計になっているが、このことは運営費交付金制度が対象とする国立大学のみならずその影響の範囲が限られるものではなく、ケースによっては18歳人口の減少が続く現状において、一部の私立大学には致命的な打撃を与えかねないものとなっている。国立大学における学生数の増加に基づく授業料収入増という個別国立大学の戦略に対しての政府方針の明確化が必要である。

(2) 休学者数の存在が授業料収入の減少をもたらすという制度設計にある現状では、各大学をして休学者数の減少に向けた取り組みを活発化させるものと考えられる。しかしながら従来の休学者の中には、経済的な理由による者や海外留学を理由とする者などが存在し、これらについては個別大学の対応のみで改善しうる(もしくはすべき)問題ではない。このような理由を有する休学者分については、運営費交付金制度全体としての対応が求められる。また、現在のシステムでは、最低在学年限超過学生数が増えれば自己収入の増加につながり、これらを減少させた場合は自己収入の減少が生じるという制度設計になっているが、教育的観点からすると全く逆のインセンティブが働いていることになる。これらの点についても、運営費交付金制度の設計についての再考が必要になっている。

注

- 1 より正確には定員分＋定員超過見込み分となる。以下では煩雑化を避けるため実員数として統一する。
- 2 休学者数・最低在学年限超過学生数と運営費交付金との関係については、その算定方法に基づけば上記のように解釈することが出来る。しかしながら、実際の運営費交付金の算定方法は、これらの解釈通りになされていない可能性があり、だとするならば、その算出方法を至急明確化することが運営費交付金制度さらには法人化の理念からしても求められる。
- 3 小樽商科大学についてはデータ入手の関係上平成15年度のデータとなっている。

参考文献

- 市川昭午 2000, 「大学の財政と設置形態」『高等教育の変貌と財政』玉川大学出版部, pp. 129-145.
- 金子元久 1987, 「受益者負担主義と「育英」主義——国立大学授業料の思想史」『大学論集』大学教育研究センター 第17集, pp. 67-88.
- 菊池城司 1998, 「「家庭の年間所得総額」の大学別分布」『高等教育のシステムと費用負担』（研究代表者：矢野眞和 科学研究費補助金 基盤研究 (A) (1) 研究成果報告書 平成7年度～9年度), pp. 75-92.
- 小林雅之 2001, 「教育機会の均等の現実」『高等教育政策と費用負担』（研究代表者：矢野眞和 科学研究費補助金 基盤研究 (B) (1) 研究成果報告書 平成10年度～12年度), pp. 278-301.
- 小林雅之 2004, 「国私格差是正と私学政策」『大学財務経営研究』第1号, pp. 89-208.
- 島 一則 1999, 「親と大学生の学生生活費負担に関する実証的研究」日本高等教育学会編『高等教育研究』第2集, pp. 177-201.
- 丸山文裕 2004, 「国立大学法人化後の授業料」『大学財務経営研究』第1号, pp. 123-134.
- 矢野眞和 1996, 『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部.